

会 議 録

|             |   |   |  |      |    |
|-------------|---|---|--|------|----|
| 会議の名称       | 令和4年度(2022年度)第1回つくば市子ども・子育て会議   |   |  |      |    |
| 開催日時        | 令和4年5月31日(火) 開会15時00分 閉会17時33分  |   |  |      |    |
| 開催場所        | つくば市役所 2階 防災会議室   |   |  |      |    |
| 事務局(担当課)    | こども部こども政策課  |   |  |      |    |
| 出席者         | 委員  | 木村 清隆、奥寺 友里、千代原 義文、土井 隆義、<br>堀内 明由美、舘野 正弘、橋本 幸雄、浦里 晴美、<br>間野 聡子、大久保 良文、栗山 賢司、石黒 正美、<br>落合 美智子、宮下 信一、トモル ソロンゴ、根津 陽子、<br>村上 義孝、横田 智之、末永 詩織        |  |      |    |
|             | その他   | —   |  |      |    |
|             | 事務局   | (こども部) 塚本部長、吉沼次長<br>(こども政策課) 鈴木課長、小林課長補佐<br>(幼児保育課) 岩田課長、菊池課長補佐<br>(こども育成課) 吉田課長<br>(こども未来課) 中澤課長<br>(教育局) 飯泉次長<br>(学務課) 下田課長<br>(学び推進課) 岡野指導主事 |  |      |    |
| 公開・非公開の別    | <input type="checkbox"/> 公開   | <input type="checkbox"/> 非公開  | <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 | 傍聴者数 | 3名 |
| 非公開の場合はその理由 |   |   |  |      |    |
| 議題          | 協議事項<br><br>(1) 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について<br><br>(2) 公立保育所の施設整備にあたっての諸条件への意見 |   |  |      |    |

|   |   | の聴取について（上境保育所） |       |
|---|---|----------------|-------|
| 会議録署名人  |   | 確定年月日          | 年 月 日 |
| 会<br>議<br>次<br>第  | 1 開会<br>2 あいさつ<br>3 委員自己紹介・事務局職員紹介<br>4 会長選任<br>5 協議事項<br>6 その他<br>7 閉会 |                |       |
| <p>&lt;審議内容&gt;</p> <p><b>土井会長：</b>それでは、当会議条例第6条第2項の規定に従いまして、暫時、議事進行役を務めさせていただきます。案件に移る前に、委員の皆様にご覧がございませう。会議での発言に際しては、挙手をし、議長の指名を受けた後、マイクが手元に届いてから氏名を述べて可能な限り明瞭にご発言くださいますようお願いいたします。また、円滑に会議を進行するため、ご意見につきましては、なるべく簡潔にまとめた上でご発言ください。それぞれの案件の審議に係る時間配分についてもご配慮いただき、会議がスムーズに進行できるようご協力をお願いいたします。なお、会議終了予定時刻は、午後5時30分です。</p> <p>当会議は、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」に基づき、公開が適当であると考えます。ただし、審議案件の中で法人等の財産状況、あるいは個人情報に言及する可能性がある場合は 非公開とし、傍聴者の退室をお願いしたいと考えております。異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p><b>他委員：</b>異議なし。</p> |   |                |       |

**土井会長**：ありがとうございます。では傍聴を認めることといたします。それでは、本日の協議事項に入りたいと思います。まず、協議事項1「小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について」になりますが、こちらは、つくば市長から当会議あてに、諮問書が提出されておりますので、申し添えます。それでは、「(仮称)バンビーノ・館保育園の創設について」事務局から説明をお願いします。

**事務局**（幼児保育課）：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：ありがとうございました。只今、「(仮称)バンビーノ・館保育園の創設について」事務局から説明がありましたが、このことにつきましてご審議願います。また、事務局の方から意見聴取の目的のご説明がありましたが、改めて確認をしておきたいと思います。前回も少し問題になりましたが、認可するかしないかの権限は、この会議にはありません。認可するかしないかは市長が決めることなので、私たちはあくまでも、それに対して意見を申し述べるということになります。ですので、ここでは、認可する、しないの判断をするのではなく、それを市長がされるときに、私たちは意見を申し述べるという立場になっておりますので、その点を前もってご了解いただきたいと思います。では、審議に入りたいと思います。また、つくば市子ども・子育て会議条例第7条の規定に基づき、関係者の出席を求め、意見を述べさせることができます。本日、事業者が来ておりますので、内容についての説明を求めるか、お諮りいたします。

**他委員**：求めます。

**土井会長**：はい。これから事業者より内容の説明をいただきたいと思います。ではまず傍聴者の方をお願いいたします。事業者の説明を求める際には、会議冒頭において非公開を決定しておりますので、一旦ご退出をいただきますようお願いいたします。

（傍聴者退出）

(非公開)

(傍聴者入室)

**土井会長**：審議にあたりまして、皆様にお願いがございます。審議中は、事業者個人に関わる事項、氏名、住所、出身地、職務経歴等についてのご発言は、控えていただきますようお願いいたします。それでは改めまして「(仮称)バンビーノ・館保育園の創設について」、市長に答申するにあたり、何かご意見はありますでしょうか。

**村上委員**：委員の村上です。先ほどの事務局からの説明に関して1点確認したいことがあったのですが、先ほどの参考資料の17ページのところで、特定地域型保育事業の利用定員について、今回の計画が中央部エリアですよ。確保量としては、その受け皿の計画に沿ったものであるみたいな説明があったのですが、すいません初めて委員になったばかりで分からないのですが、この子ども・子育て支援プランの何ページを見ればこの今書いてあることがわかるのでしょうか。

**事務局**(幼児保育課)：幼児保育課の岩田です。よろしくお願いたします。プランの51ページを見ていただければと思います。51ページに令和2年度から令和7年度までの数字を載せさせていただいてるのですが、例えばですが、令和3年度の上から2段目のところで、右側に②確保方策とありまして、その上から三つ目、特定地域型保育事業。右の方ずっと行きますと137という数字があるのですが、その次の令和4年度、同じように特定地域型保育事業を見ますと201という形で、この差が76人という形で、毎年のように76人ずつ特定地域型保育事業を増やしていくという計画でこのプランに載っております、令和7年度までこの計画で考えております。

**村上委員**：201から137を引くと76ってのは分かったのですが、例えば令和5年に265で、その前の年に201だから64じゃないですか。

**事務局**(幼児保育課)：左に0歳児がありますので、これを足すと76人。今1、

2歳児だけご説明しちゃったのですけども、47 から 59 にこちらも増えてますので76になります。

**村上委員**：はい。そうすると、それは全体ですよ。中央部は53ページですよ。どこを見れば今回の計画がこの76の枠っていうことになるんですか。

**事務局（幼児保育課）**：はい。こちらに関しましては北部と南部エリアとあるんですけども、全体的に見て中央部だけで見ますと確かに増えてはいないのですが。同じところの特定地域型保育事業を見ていただくと、中央部で一緒かなど。北部と南部では特定地域型保育事業の整備は計画していないので。見ていただくと同じ数字が入ってるかと思うのですけども。

**村上委員**：これ計画なんだと思うのですが、実績値で今回のプラスが10になって81になるってことなんですか。

**事務局（幼児保育課）**：はい。前回までの小規模保育事業、ご審議とかいろいろいただいてたんですけども、今回のもので足し上げていただくと81になります。今回、ご審議いただいた5施設目がこちらのバンビーノ・館になりますけども、足し上げて81名になります。10人を足して81名ですね。

**村上委員**：はい。そうするとじゃあ1番目から4番目までの計画で合計幾つなんですか。

**事務局（幼児保育課）**：69名です。

**村上委員**：それは要するに4年度末でということなんですか。この表の見方が本当に分からなくて。令和4年度末のこの特定地域型保育事業の合計は59と201で260になるんですね、本当はね。

**事務局（幼児保育課）**：この表でいきますと、4年度整備分に関しましては、令和5年度のところの数字を目指してるものになります。

**村上委員**：その量の見込みが増えていく、その根拠がこの②の確保方策なんですよ。そうすると、今回の場合はこの4年度のこの整備計画の確保計画では多分200何十人分増やす見込みってことなんですよ。

**事務局**（幼児保育課）：令和5年度、これが定員の200人ではなくて、265人になるというものになりますので。4年度から5年度に伸びているのが76人なので。

**村上委員**：そうすると令和3年度末は何人分なんですか。

**事務局**（幼児保育課）：はい。この表の見方としては、例えば令和4年度で見ると令和4年度4月1日現在で確保量が、0歳児だと59人、1、2歳児だと201人を確保していくというような計画の歩み方になります。

**村上委員**：それで実際何人なんですか。今。

**事務局**（幼児保育課）：すみません。今ちょっと手元にないので、後程、現状をお調べしてからでよろしいですかね。

**村上委員**：分かりました。令和4年4月1日から令和5年4月1日はプラス76ということなんですよ。

**事務局**（幼児保育課）：そうです。計画上。

**村上委員**：そういうことですね。今回のプラス12を含めると81名増になるから、これには満たされるという説明という意味ですかね。私、実は高齢福祉の方なもんですから、高齢福祉の方だと市の供給見込みの計画ってやっぱ同じように作りますよね。例えば小規模多機能が何人分とかで。高齢の場合はその定員を超えちゃ駄目なんです。で、児童福祉だといいいんですね。その確認でした。ありがとうございました。

**事務局**（幼児保育課）：保育事業に関しましては先ほど保育需要が高いということもありますので、もちろん計画に則って増やしていこうとは考えてはいるんですけども、それ以上にやはり待機児童対策とか、そういったことでその需要に応じていくということも必要かと思っておりますので、大幅に計画よりも施設整備をしているということも考えられると思います。

**村上委員**：はい。ありがとうございます。ちょっと過去の実績がわからないので令和2年、3年が予定よりも少なければ、今回、多少多くても、最終的なつ

じつまが合うかなとは思いますが、その辺は配分してるんだと思いますので、分かりました。ありがとうございます。

**土井会長**：はい。ありがとうございます。予想よりも事業が大幅に増えることもあり得るので、その都度調整しながらですね。今のご質問はこれを考える上での前提になりますので、非常に貴重なご質問だと思います。では、それを踏まえまして、今回のこのバンビーノ・館の件につきまして、どのような意見を私たちは付けて、市長に上げるかどうかについて、ご意見を承りたいというふうに思います。何かこういった意見を付けてあげた方が良いというのはありますでしょうか。先ほど、事業者の方にいくつかご意見を賜りましたので、それを市長にも付けるということはあるかと思えますけども。

**トモル委員**：トモル ソロンゴと申します。ちょっと私も勉強不足なんですけど、今まで2人の子供が2人とも私立の保育所に通っておりまして、ここまでの理解では0歳児がいるところは看護師を置いてあるっていうふうに理解してたんですけど、今回、看護師が、いらっしゃらないような計画だと思ひまして、0歳児だと、結構大変ですし、時々やっぱりこのお薬をお願いしますっていうのを私もやりましたので、看護師がいらっしゃらないと、その分やっぱり保育士の負担とかも増えてしまうと思うんですけど、それはもうルール上、小規模の場合は求めてないっていうものなんではないでしょうかね。ちょっと法律のことはよく分からないんですけど。

**事務局（幼児保育課）**：はい。幼児保育課、岩田です。看護師の配置なんですけども、こちらについては小規模保育事業、あと大きい保育園も含めてなんですけど必置義務ではないんですね。なので、努力義務といいますか民間保育園でつけていただいているものになりますので、今回、もしもいなくても、それが駄目かというところとそういうことはなく、意見を付しても、必ずつけるかというところとちょっとそこは厳しいところがあるかなと思います。

**トモル委員**：分かりました。ありがとうございます。

**土井会長**：はい。ありがとうございます。他にご意見、或いは事務局へのご質問でも何かありますでしょうか。

ではないようですが、市長に答申するにあたっていかがいたしますか。このまま意見なしで答申をあげますか。それとも先ほどいくつか事業者に対してご意見述べていただきましたので、それを市長にもあげますか。まずそこをご判断いただきたいと思います。いかがでしょうか。せっかく開いているので、全く意見なしで上げるよりは、私はせっかく先ほどご意見賜ったので、それをつけて、市長に答申をあげた方がいいかなと私個人は思いますがいかがでしょうか。ご異論がなければそうさせていただきたいと思いますが。よろしいですか。

はい。では、今改めてご意見はありませんでしたが、ちょっとまたお話ししたいと思いますが、まずは事業者の方に賜ったご意見を市長の方にも答申をつけてあげたいと思います。今でました看護師の件はどうでしょうか。もちろんそういう義務はないので、かなうわけではないけども、私たちとしてはそれを希望として、そういうのを書くことはできると思いますが、それが妥当かどうかですね。そういう希望をつけることは可能だと思いますが、それが多分無理だというご意見もあったんですけども、それでもそういう意見がありましたっていうのを上げることはできると思いますが、その点についてはいかがいたしますでしょうか。1意見にすぎないのでそれはつけないという形もあるかもしれませんが、或いは貴重な意見なので、それも答申につけようというご意見もあるかと思いますが。何かご意見ないですか。

**村上委員**：看護師の件は努力義務ということですか。

**事務局**（幼児保育課）：努力義務ではなく、必須ではない。

**村上委員**：望ましいみたいを書いてあるんですか。人員基準の配置でこう望ましいみたいなのがあるのであれば、載せてもいいような気はしたんですが。

**事務局**（幼児保育課）：そこまでの記載はなかったと思います。



**村上委員**：ただ保護者の思いとして、いると安心だというのはその通りかと思  
いますので。

**土井会長**：そうですね。規定上とかにはないけれども、市民委員の方が入っ  
てらっしゃるので、市民の意見としてそれをつけることは、審議会としては可  
能。

**村上委員**：そういうふうな努力を求めますみたいな、何かそういうことを上げ  
るのはいいかなと私個人的には思いました。

**木村委員**：すみません、難しく言うつもりはないんですが、法治国家でありま  
すので、望ましいとか、あればいいねとかっていう何かエクスキューズ書い  
てあるんであれば特段よいのですが、特に文言はないということになれば、  
今回のものについては、つけるべきではないというふうに思うんですね。た  
だし、保護者の皆さん、私自身も子育てやりながら本当に大切なことだと思  
いますので、別枠で何か今後の条例を作るとか、何らかの中にそういったこ  
ともあれば望ましいとか、別枠で考えていくっていうテーマにして、今回の  
こちらの事業者に対しては付帯することではないのかなと。別枠で考えてい  
くような子ども・子育て会議にしていければなというふうに思っております。  
合わせて裏側の排水路の関係がありますので、そこに対する安全策は、先ほ  
ど事業者が、排水路の様子、水路については市の管轄ということでありませ  
ども、建物のフェンスとか安全柵を、より再考していただきたい考えより、  
こっちをこう考えて欲しいということは付け加えてもいいのかなというふう  
に思っております、図面の方も裏側、建物の高さが 1,000 になってますの  
で、最低でも 1,100 は必要なのかなと思いますので、いろんな建築を見ても  
多分建物を出しても通らないという前提で 1,000 でも OK にしたのかと思  
うんですけども。1,200 なら 1,200 で統一するとかですね。

**土井会長**：はい。ありがとうございます。まず、後半の安全策については、詳細  
に書き込むということによろしいでしょうかね。これご異論ないと思います

が。前半のご意見は、私も貴重なご意見だと承りました。これまでこの答申出すときに、他の事業者については看護師等の意見をつけたことがないので、この事業者にだけつけるのは不平等ですよ。ですので個別のこの事業者の案件につきましてはそれをつけずに、しかし今そういう貴重なご意見があったので、それはこの審議会の議論としてきちんと議事録に書き込んで、それは別のものとしてまた、こういう意見が出たということは何らかの形で市長に報告をするという形でよろしいでしょうか。はい。ではそうさせていただきます。この事業者について答申には加えない。しかし、意見は議事録に残し、こういう議論がありましたってことを、またしかるべき時に市長に上げるということで進めたいと思います。ありがとうございます。ではそういう形で他に追加のご意見があれば承りますが。なければ今まで出たご意見をまとめて、整理の上、市長の方に答申したいと思いますがよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。では、具体的な答申の文言につきましては、恐れ入りますが、私の方にご一任をいただければありがたいと思います。

続きまして、協議案件の2番目、公立保育所の施設整備にあたっての諸条件の意見の聴取について。まずこちらを事務局からご説明いただいてよろしいでしょうか。

**事務局（こども政策課）：**（資料に基づいて説明）

**事務局（幼児保育課）：**（資料に基づいて説明）

**土井会長：**はい。ありがとうございます。今、協議事項につきましてご質問いただきましたが、今のご説明につきまして、まず何か確認されたいこと、ご質問されたいことはありますか。

**橋本委員：**橋本です。私はこの公募に応募する気はないんですけども、いわゆる応募資格の中で社会福祉法人、学校法人とありますね。学校法人の場合はほとんど幼稚園レベルが多いんですけども、学校法人で認定こども園として、その法人を所有してるケースは多いんですけども、ここでは幼保連携型の認

定こども園ということになると思うんですね。幼稚園型はいけないんですよ。なぜなんですか。でも、なぜなのかって、0、1、2歳児がいないからでしょ。でも、学校法人の認定幼稚園の中のこども園でも、小規模をやっていたら0、1、2歳児がいるわけですよ。例えば、私は応募する気がないってすぐ近くなんですけれども、市外から応募してくる方が、本当は応募したいなと思ったときに、幼稚園型の認定こども園は駄目だと。でも小規模やってみると言った場合に受入れるのか、受入れないのか。その辺を確認したいと思います。以上です。

**事務局**（幼児保育課）：はい。幼児保育課、岩田です。現状、橋本委員がおっしゃるように、我々としては保育所からの建て替えというところから、幼保連携型認定こども園という形でくくらせていただいたんですけども、条件等については今回、意見をいただきまして、また改めて変更すること等も可能ですので、仮にその諸条件につきまして、ご意見をいただければ、我々の方で改めて再考させていただくことも可能かと思っております。

**土井会長**：そういう意見も考えてくださいという意見があったということで。ありがとうございます。他に何か。

**館野委員**：社会福祉法人または学校法人が応募資格の要件になっているんですけども、この土地については、市はその学校法人、社会福祉法人に対して、賃貸或いは無料で貸し付けて契約を結ぶことになるのかどうか。そのあたりを聞きたいんですけどいかがでしょうか。

**事務局**（幼児保育課）：はい。幼児保育課、岩田です。今回の上境保育所の建て替えについてなんですけども、現状ある上境保育所の土地というのは今も保育所運営されてる中、そこで建て替えるというのは難しいことですので、その土地の使用というのはちょっと厳しいのかなと。改めてその周りの土地に公有地という形ではなく、通常の待機児童対策の民間保育の整備も事業者様に、土地を選んでいただいて、この土地についての選考も含めて、選定して

いけたらなというふうに考えております。なので無償ということではなく、その地権者様とのお話し合いも、その事業者様にお願いしたいと考えております。

**土井会長**：今の土地を使うわけではないということですよ。

**事務局（幼児保育課）**：はい。そうです。

**橋本委員**：今の土地は地権者から借りてるんですか。

**事務局（幼児保育課）**：つくば市の市有地なんですけども、まだちょっと今後の活用については、今後、庁内で検討していきたいと考えております。

**土井会長**：はい。他にご質問ありますでしょうか。

**末永委員**：はい。松代父母の会の市連協の末永と申します。私個人がすごく気になったことでここで発言していいのかなとちょっと思ったんですけど。産休明けの保育（57日以降）を実施すること、定員、入所児童について書いてあるので、多分まだ2ヶ月に満たない子も受け入れされるのかなと思うんですけど。保育の内容のところに給食とか食育の推進とかって書いてあると思うんですけど、小さな赤ちゃんをお預かりするので、まだ母乳を継続されてるお母さんの搾乳を預かってくれるのかどうかとか、その搾乳を預かる上での管理とかちょっと負担になるかなと思うので保育士たちが。その辺どう考えてらっしゃるかなっていうのがもし分かれば教えていただきたいなと思います。

**事務局（幼児保育課）**：はい。幼児保育課、岩田です。何とも難しい質問です。その事業者が搾乳をお預かりができるかどうかという話になってくると思うので、選ばれた事業者がどのような判断をするかにはなってくると思うんですけども。民間保育園がつくば市においてもあるんですけども、その辺の事業をやっているかどうかも私たちもちょっとそこまで知らなかったものなので。実際は民間保育園の事業者の公募とこの辺は同じような形でやっておりますので、改めて選定された事業者とちょっと協議次第になってくるかなと

考えております。

**土井会長**：はい。ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。他に何かご質問ありますか。

**間野委員**：間野です。最後の三者協議会というのが、最長で移管日の前日に在籍した児童が卒園するまでって書いてありまして、要はこちらも今、上境の保育所を利用している方が移られて、その方が卒園するまでっていう期間なんだと思うんですが。これは、今、民間の保育園と、こういうのはやっていないっていうことなのかなと思って。卒園してしまったら、もうその後については、これは必須ではないっていうことの意味に見えるんですけども。例えばなんですけど、障害児保育を行うこととか、2番の方でも加配等特別な配慮が必要な児童も含むっていうのは書いてはあるんですが。今、そういった方がいて移って、卒園した後に引き続いてそういった方を受け入れてもらえるのかどうかっていうのが、今回その移管する新しい民間の方の考え方というか、いろいろ経営というか状況によってもう受け入れられませんか、そういうことにもなりかねないなっていうちょっと怖さを、今これを見て思っていて。あとは職員のところもいろいろこういった経験を持ってる方っていうのは書いてあるんですけども、前のこちらの会議で確か処遇についても、ちゃんと対応してもらえるようにみたいな意見が出ていた記憶があるんですけども。そのあたりの、文言というかそういうのがちょっとここからだけだと見えないなっていうのを、ちょっと不安に思ったりですとか。なのでその三者協議会っていうのを民間に移した後も、例えばこうずっと継続してって、例えば市民からニーズがあったときにそういうのを民間だけでも受け入れてくれないのかとか、そういった調整を民間の施設と市民で直接やりとりとかがっていうよりは、行政の方にもちょっと入っていただいたりとかそういうのがあると、何となく市民としては安心というか、どうしてもそのときはちょっと相談をして自分だけが交渉するんじゃなくて、何かそういっ

た意見を渡せるような、何かそういった安心にもちよつと繋がるかなと思っ  
たんですけれども。すみません。ちよつとあちこち話が行っちゃったんです  
が。そのあたりちよつとここからだけだと分からなかったのも、もし何かあ  
りましたら教えていただきたいんですが。

**土井会長**：大きく二つですね。要するに市民のニーズに応えるための協議会が  
どうなるかという問題と、それから職員の処遇をめぐり今後どうなるかとい  
う問題二つですね。

**事務局（幼児保育課）**：はい。幼児保育課、岩田です。三者協議会につきまして  
は、上境保育所からの引き継ぎということで、上境を希望されて入った保護  
者様からすればちよつと見通していないといえますか、違う保育所に入るこ  
とになりますので、そういったことで保育の内容等が変わらないように、我々  
も入りながら法人と一緒に考えていこうということで設置するものになりま  
す。ですので、そのあと民間保育園に希望してきた方からすると、今度、三者  
協議会となってくると、いつまでも民間事業者のよさといえますか、そうい  
ったところもなくなってくるので、そこは必ず保育事業者と我々は密な関  
係を持っていますので、何かご意見等があった際には、ご相談等には保護者含  
めて乗ったりとかしてしますので、一旦これは期限を決めさせていただいて設  
置をしようと考えております。ただ、先ほど話がありました入所に関しまし  
て、配慮が必要なお子さんの入所等につきましては、現在民間保育園ともい  
ろんな話をしてる中で、つくば市から補助金等を拠出しておまして、そう  
いったところで受け入れ枠というのは毎年拡大しております。配慮が必要な  
お子さんも希望した園に入れるように、通常、配慮が必要な障害をお持ちの  
お子さんも障害を持ってないお子さんも、利用調整という保育園に入るため  
の手続きは一緒になっておりますので、そこでの点数等に差はないんですね。  
なので、なるべくそこで内定が出たお子さんに関しては、我々の方から民間  
保育園になるべく入れるような形でご相談等はしております。合わせて次の

処遇の関係なんですけども、これにつきまして、民間保育園というのは国と県と市の運営費から成り立っております、その金額というものはある程度決まった金額になっております。国もいろいろ検討していただいているようで、保育士に処遇改善という形で加算金等も拠出してございまして、毎年のように保育士の給料等は少しずつなんですけども改定されています。またコロナ禍においても、2月からは補助金という形で、さらに給料の方も少し上乗せするような形になっておりますので、そういったところを我々も手続きしっかりやっていながら、保育士の処遇をしっかりと見ていきたいと考えております。

**間野委員**：ありがとうございます。あと処遇はその給金の話だけではなくて、例えばそういった障害をお持ちのお子さんとかを見ていけなくちゃいけなくなったときとかに、やっぱり職員も変わって行ってそういう経験がない方とか、いろいろな意味で経験が平じゃないと思うんですね。なので保育士たち全体がちゃんとどんな子が入ってきてもっていいと言いき過ぎかもしれないですけど、きちんと対応してもらえようややっぱり怖い事故とかいろいろなことも起こってますし、怖いニュースいろいろ聞くので。なので、そういったところで公立だとそういった研修みたいなものを比較的受けさせてもらいやすいけど、民間だと何かそこの園の考え方だったり受けさせてもらえたり駄目だったりとかっていう話も聞くので、そういった意味でもその民間の保育士にもそういった処遇といいますか。あとお休みのことだったりとか。何て言うか、労働時間がすごく長くなっちゃうとか。そういったところについてもぜひある意味守っていただけたらというか。公立とそう変わらないような待遇が受けられるような。そういったところも考えていただけたらなど。この上境だけに限らないんですけれども、考えていただけたらと思いました。ありがとうございます。

**土井会長**：はい。ありがとうございます。では続きましてどうぞ。

宮下委員：はい。宮下と申します。18 ページの 2 番の (2) と (3) なんですけれども、0 歳児の保育受け入れについてなんですけれども、先ほどもご意見ありました通りに、産休明け 57 日以降というと本当に赤ちゃんですよ。それで、赤ちゃんお預かりするっていう形で、何て言うんでしょう、職員の皆さんでも、相当の緊張感があるかと思うんですね。それで、もう本当に赤ちゃん、0 歳児ってなると、何て言うんですかね、体調崩した、何か具合悪そうだなっていうときに、その職員の皆さんがどのように対応できるかっていうのも、万全を尽くして運営がされているということはもちろんなんですけれども。その中で、やっぱり看護師の方がね、そこに常駐、もしくは配置していると、預ける保護者側にとっても安心、安全ということがそこで確立されると僕は思ってます。それでいただきました資料の中に平成 27 年から 31 年の 0 歳から 5 歳児の人口推移が少しずつ上がってますよね。そうするとこのつくば市の中では、自分で家庭を持って共働きでっていう、そういう家が多いと思うんですね。その中で 0 歳保育っていうのは、どんどん伸びていくはずなんです。もう数字から見ても必ずそうだと思うんですね。その中で、やっぱり、今、先ほどの議事にもありました通りに、各保育所について、看護師を常駐もしくは配備っていうのが、条例で定められていないということですよ。それは、努力目標であったりとかその辺の中の配慮であったりとかっていうまだそういうところに留まってるわけですよ、実際のところは。それを、もう人口推移から察するには 0 歳保育が増えるっていうことは前提だと僕は思ってるんですね。その中で、やっぱりそこは、こういう話し合いの中ででたということを少し大事にさせていただいて、議事録ではなく、少しずつ重みのある言葉に変えて、伝えていきたいと思ってるんですね。それで、あまりいい言葉でないんですけども、例えば、条例が制定されましたっていうときに、あってはならないことがあって突然制定される条例もありますよね。この子育てに対して、つくばで子育てをしませんかと市長が訴えている



通りに、今、人口増えてますよね。そこに、こういう安心、安全を、この会議から出たということで、少しずつ条例に向けて段階を踏んで、何か形をつけていくということにはできないものですかね。僕はそのように思うんですが。

**事務局（幼児保育課）**：法律上はそのような形にはなっております、例えば、配置基準とか、すみませんちょっと話が脱線してしまうかもしれないですけども、保育所においては0歳児から5歳児まで、保育士が何人で何対1という形で配置基準というのが法律上決まっております。それについて、市独自、他市町村に当たるんですけども、ということで我々の市では何対何という形で、国より人数をかけてやるということを条例化とか規則化しているような市町村もありますので、その看護師を必置としている条件の市町村があるかどうかというのも、ちょっと私たちの方でまだ情報がないものですので、そういったところを勉強させていただきながら、そのような子ども・子育て会議の委員からの意見というのは、重要な意見だと思っておりますので、その辺をまた改めて勉強させていただきながら、そういったところも検証していくことは可能だと思います。

**宮下委員**：はい。わかりました。ありがとうございます。多分このような議事が上がったときは、また僕、同じこと言うかと思うんですけども。また、そのような対応と、あれから何かどんな話がありましたかっていうようなことも僕、多分、言うのか言わないのかその議事次第だと思うんですけども。何かこう建設的な話ができれば。僕の地元にも小さい子いっぱいいて、やっぱりそこでどこどこに預けてるとか、お母さんたちのよく話を聞くんですね。僕個人的にも、そういうところでお勤めしてる職員の方とも親交がありますので、その方々の苦勞もよく知っているんです。なので、やっぱり園の中の負担っていうんでしょうか。そういうところの軽減になるのかなと僕自身は思ってるんですね。できればやっぱり前向きに、市の中でお話し合いの一つにあげていただければ嬉しいなと思います。以上です。

**木村委員**：はい。ただいまの宮下委員の本当にありがたいご意見だなというふうに思っております。さらに先ほど働く方々の環境もっていうご意見もありがとうございます。私も子育て会議の委員として、自己紹介させていただきましたけども、議会の議員の立場で、文教福祉委員会の代表という立場で出席させていただいておりますけども、今お話ありました条例に直接的に紐つくような形で、子育て会議の中でのものを、職員の方に託すってというのはいくつかのハードルといたしますか、それぞれのステージがありますので、しっかりとこの委員会の中で土井会長のもとに市長に提言したり、それぞれの立場で、また違った立場で、お仕事されてる方もいらっしゃいますので、そういったところからより子育てしやすいつくば市、子育てしなくてもいいじゃなくて、しやすいつくば市にしていくような環境を作っていくことで、そこで働く方々へっていうことでも整えていく会議かと思っておりますので。私としても、今議会の立場で出席させていただいておりますので、傍聴にも先輩の文教の委員長とか副議長まで傍聴させていただいておりますけども、持ち帰りながら、今後の意見の中で、議会の立場からも発言していき、また執行部の方もそのような形でいくかと思っておりますので、さらには働き方、安心ということにおいても、茨城県においては商工労働部で様々な働いてるアンケートっていうものを、かなりの数千を超えるデータを毎年更新しておりますので、そういったものを基に、保育士の働き方改革をどのようにするのか、市ではどうするのかという部分を検討して、国に上げながら、そういった国の厚生労働省の中での政令、省令をもとに、今説明ありましたように、つくば市においてはそれに準用しながら、さらにはつくば型のような形で、保育所に、今民間の方には3万円ずつ支給してるとか、そういったことも含めての見直しをよりしていく必要があるかと思っております。安心してってことではありませんけども、せっかくのこの会議ですので、またぜひ発言はし続けていただきながら、委員一人一人が臨場感を持って、より良い子育てしなくてもいいつ

くば市でなく、子育てしやすいつくば市っていう形で進めていければなと思っております。よろしく願いいたします。

**橋本委員**：橋本です。まず、一つは、間野委員からの、先ほど障害のある子の云々、要するに、公立から民間に変わったときにどうなのか云々っていう、きちんと勉強するかしないかっていう話がありました。今国の方では処遇改善、保育士とか幼稚園の教諭、そういった就学前の子供たちを扱う仕事をしている先生たちに対して処遇改善を行っているわけですけど、ただでお金あげないよと。きちんと60時間勉強してから、それをクリアしたものには差上げますっていうことで、保育業界も幼稚園業界も皆、先生たちは一生懸命研修を受けている段階であります。いわゆる特別支援に関する勉強っていうのも前より進んでおりますが、ただやはり、たまにその園によっては、昔の考え方では集団保育に馴染まない子は、入園を断ってもいいなんていう時代がありました。しかし、もう今それはそういうことを言ってる人は、いないと思うんですけども。そういう意味で特別支援を要する子供たちのために何らかの形で、きちんと受け入れ、また、勉強している先生たちが多いと思います。まして、つくば市内には、筑波大学、医療系でもって前は水野先生、その指導教授であります徳田先生が一生懸命その面に向かっては、県内の先生方に研修を積んでおりますので、胸を張ってやってくれるんだろなと思います。それから、看護師の問題ですけども、ここにつくば市の保育協会の会長、舘野先生がいるんですけども、果たして舘野先生や市の方でもって把握してるかどうか。きっと、統計的には今調べれば、どの園に看護師がいるのか、これはきっと把握できてるんだと思うんです。いないところってのは少ないんじゃないかとは思いますが、ただやはり人件費の問題とかそういった絡みがあって、いらっしゃらないってところもあるかもしれないですけども、そういうところは競争力に負けます。民間はある意味で、大変、競争力ってのを大事にしますから、看護師がいるかないかというこ

とは、きっと大事にしてるんだと思います。条例の話は、私もこれまでも何回か条例にしてくださいよって。でもやっぱり木村委員のそれは仕事なので、市長とよくすり合わせして、私たちの意見を事務局からもあげるのも大切でしょうし、木村さんから上げてもらうのが、手っ取り早いんじゃないかなと思います。また、そこに橋本さんもいらっしゃいますしね。もう毎回毎回、傍聴してくれてる。やり残した仕事もあるんですよね。それは後で私とよく相談して、もう一つ事業をやって欲しいなと思います。以上です。

**土井会長**：はい。ありがとうございます。いろいろ貴重なご意見承りました。あまりに多数混ざっていて、この協議事項自体は、この上境保育所を民間移管するにあたって承りたいご意見だったんですが、今それに付随しまして、つくば市のこの子ども・子育て支援の全般に関するご意見と要望を受けましたので、そこは区分けをしたいと思います。この上境保育所の民間移管に関してのご意見を、まず、審議会の意見として、まとめさせていただき、今、一般論としていろいろ、例えば職員の方のいろんな研修の問題とか、或いは看護師の問題とかいろいろ貴重なご意見を賜りましたので、今回は、これはそういう意見があったということに留めさせていただき、それを今後、この審議会で議題とするかどうかは、また事務局とご相談させていただきたいと思っております。これで終わりというわけではなくて、今回のこの協議案件とは若干ずれるので、個別の案件とは切り離して、それは今後、どのようにこの審議会で考えていくかってことについては、また改めて審議事項とするかどうかは、また事務局とご相談させていただきたいと思っておりますがそれでよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。ではそういう形で一応この二つの問題を整理させていただきます。では、他にどちらでも構いませんが、この上境保育所の問題或いは一般論でも、それに付随をして一般論でも構いませんが、もうご質問だけでなくご意見伺っていますのでご意見があればよろしく願います。

します。

**トモル委員**：はい。トモルと申します。皆さんのお話を聞いていて、少し思ったんですけど、この20ページの真ん中あたりの方で、市から一部補助を行う予定というふうに書いてありまして、なかなかこっちがいろいろ要望がたくさんあった中で、民間の企業も新しく事業を立てるというのは大変だろうなというふうに思いながら聞いておりました。先ほどその途中の話もあつたりしたんですけど、やっぱりこの90人の児童がいるっていうことで、その後ろには90の世帯がいると思うんですけど、親としても私の子供がこちらの保育所に行った場合は、もう何としてもやっぱり次のところを建てて欲しいという思いはあるので、市としてこの一部補助っていうのを、最大限に補助をしていただければ、あと人件費とかも民間の方は大変だと思いますので、そういったところで一部って書いてあるとどうしても5割以下とかで、何か3割とかというイメージを受けてしまうんですけど、そのあたりで民間にもできる限り優しく、その後ろに私たち親がいるので、その辺りで応援していただければと思います。

**事務局（幼児保育課）**：はい。幼児保育課です。現状としましては補助のメニュー等については、まだこれから我々の方も検討してる段階ですけども、やはりいただいたご意見の中で、民間の負担というのも必ずあると思って、我々も補助のメニューを考えていこうと思っております。こちらにもちょっと記載しております。ただし予算が関係することですので、その予算についてももちろん市議会において承認を得てからのものになるんですけども、なるべくその民間に寄り添ったような補助メニューを検討していきたいと思えます。よろしくお願います。

**土井会長**：はい。ありがとうございます。では引き続きましてどうぞ。

**館野委員**：私からは社会福祉法人、或いは学校法人が、運営することになると思うんですけども、この運営にあたっては、児童福祉法、社会福祉法、法律の

中での運営或いは経営になると思うんですけども、運営、経営にあたっては、その園の中で定款というのを設けなくちゃなりませんので、その定款はその保育園の中の憲法と言っていいかなと思います。必ず監査の時はその定款を見せなさいと。定款に基づいて保育をしているかどうか。法人の監査、それから施設の監査も受けますので、国或いは県、市町村も監査します。ですからその監査に合格しないと改善命令を受けることになりますので、本当に一つの法人を立ち上げて、運営、経営それから職員の確保等をするのは大変なことじゃないかなと思います。お金もかかりますので、国の予算を補助金してもらったり、市の補助金をもらったりして運営しなくちゃならないので、その辺の施設の運営する理事長のやはり理念がどういう理念があるのかなと。私もこれから、そういうものについてはよく考えて、つくば市の全体の保育の質の向上のためにやってくれる法人じゃないとまずいなと思っております。意見として上げました。会長お願いします。

**土井会長**：はい。ありがとうございます。今のご意見は、上境保育所の問題ではあるけどもそれにとどまらない問題だということですよ。これが一つの糸口になっていく可能性もあるので、全体の問題を踏まえながら、考えてくださいというご意見だと思います。ありがとうございます。

**栗山委員**：春日学園の栗山と申します。一つお聞きしたいことがありまして、職員のことなんですけれども、19ページの4の(6)の会計年度職員について、ぜひ積極的に雇用ということなんですけれども、イメージされるこの会計年度職員というのはどういう職かということで、例えばですけれども、子供たちに直接関わるような職なのか、それともそれを支えるような職なのか。そして、子供たちに直接関わる職であれば、免許を必要とする職なのか、そうではないのか。そこら辺のお考えをお聞かせいただければと思って質問いたしました。

**事務局（幼児保育課）**：はい。幼児保育課、岩田です。こちらの会計年度という

のは、上境の会計年度職員全員になります。ただ会計年度職員もそのまま他の公立保育所で働きたいという方もいらっしゃるかと思いますので、そのような方は改めて他の公立保育所で会計年度としても検討させていただきながら、民間保育園においても同じような職種で働いてみたいという方につきましては、保育士、また用務員とか、そのような職種にこだわらず、採用についてその事業者には求めていきたいと考えております。

**土井会長**：はい。ありがとうございます。公立を希望する職員の方はそこへの職場異動を検討し、残りたい方は民間できちんと雇用してくださいってことですよね。

**村上委員**：はい。市民の村上です。今回の議題になっております上境保育所の整備の事業者の公募のためのこの条件についてということだと思んですが、一応タイムスケジュール感的なものでちょっと確認したかったんですが、令和6年度からこの新しい法人でスタートをします。それで、令和6年の4月から新しい社会福祉法人なのか学校法人なのか分かりませんが、新しい新保育園になるんだけど、令和6年の1月、2月、3月、要するに令和5年度の最後の3ヶ月については、引き継ぎ保育を3ヶ月間、旧、今の公立と新しい保育所でやりなさいというイメージなんですけど、そうすると逆算していつ、今年度中に公募をして、事業者を選定して、着工は令和5年の4月というイメージなんです。そうすると令和5年の4月に工事をして、12月までに工事を終えて、令和6年の1月から引き継ぎが3ヶ月間あるというようなスケジュール感という理解でよろしいでしょうか。

**事務局（幼児保育課）**：はい。幼児保育課、岩田です。実はこのような個別計画案がありまして、こちらにはスケジュールの詳細を載せてあるんですけど、今回はちょっと添付しておりませんでしたので、細かいスケジュールになりますと令和4年度については、夏頃になるかと思うんですけども移管先法人の募集の開始を考えております。その後、選定会議等を踏まえて法人が決定

し、まず、説明会等を実施しながら、令和5年度の着工自体は夏ぐらいになるかと考えております。引き継ぎ保育につきましては、今ある既存の上境保育所で実施します。なので、上境保育所において3ヶ月間、引継ぎ保育をしたいと考えております。以上です。

**村上委員**：工事自体は令和6年3月までに終わってれば、令和6年4月に開所みたいなことなんですかね。わかりました。ありがとうございます。

**土井会長**：スケジュールを踏まえてご意見があるわけではないんですか。はい。ありがとうございます。他に何か確認事項、或いは質問、それからご意見あればお願いいたします。

よろしいでしょうか。では出尽くしたようでもありますので、これをまとめていただいて、ご検討をいただきたいというふうに思います。では、今回の検討事項、協議事項は以上の二つになりますが、他に何か協議事項、ご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうかね。では、これで一旦審議は終わりにしたいと思います。

続きまして、次第に、6 その他とありますので、その他につきまして、まず事務局から何かその他で付け加えるものがありますでしょうか。

**事務局（こども政策課）**：ありません。

**土井会長**：はい。では委員の皆様からその他で付け加えることがありましたらよろしく申し上げます。

**千代原委員**：はい。よろしく申し上げます。千代原です。質問を事務局の方に大きく分けて2点ほどさせていただこうと思います。1点目、交通安全の件ですけれども、つくば市通学路交通安全プログラムとその対策を前提としてお話をさせていただきます。手短かに説明させていただきます。質問の趣旨ですけれども、バンビーノの件の時もちょっと言いましたけれども、八街市での交通事故の件。下校中の小学生にトラックが突っ込んだという件、これは2021年の6月28日。それと、大津市の、これは2019年ですけれども5月8日の



交差点での散歩中での車が突っ込んだという件を前提として質問をさせていただきます。つくば市において、特に保育園、幼稚園もそうなんですけども、小学校、中学校の登校、登園箇所の危険箇所について質問をさせていただきます。大きく分けて五つ、六つほどあります。登園時、登校時または下校時におきまして、つくば市の危険箇所の把握について毎年、意見を調査しているかと思えますけれども、まず市が考える危険箇所の定義について回答をお願いします。次に、危険箇所の当てはまるものとして個数を教えてください。あと毎年各所から危険箇所の是正措置の要望が出されていると思いますが、定義に関わらず考えた場合、昨年度の要望件数はどれくらい上がってるのか回答をお願いします。あと、昨年度の是正措置の具体的箇所と箇所数を教えてください。また、安全指導した経緯がある場合はその具体的な内容を教えてください。次に保育園のお散歩時の安全対策について質問させていただきます。開園等の段階での保育園と保育園の担当者から安全対策の相談等を受けると思いますが、その際、市としてどのように行っているか教えてください。最後に、質問の趣旨を述べましたけれども、今後の市としての取り組みについて回答をお願いします。まず1点目以上です。

**土井会長**：はい。では二つお話があるとのことでしたが、ちょっと量が多いのでまず、5件ですね。事務局の方いかがでしょうか。

**事務局（幼児保育課）**：先に保育所関係からお答えさせていただきます。登園関係につきましては、基本的に保護者が同伴という形に保育園はなるかと思えますので、また車両等での登園となりますので、危険箇所等については各々が登園になりますので、どちらかというところの園の駐車場関係ですね。先ほど間野委員からもありましたけれども、そういったところを登園時は注意していただくようにとお伝えをしているところです。我々としましてお散歩というところで質問、五つ目になるかと思うんですけども、安全対策に関して開園等の段階での担当者からの相談というところにつきましては、まず開園場所の

相談時に散歩先となる公園が近くにあるのかどうか。そしてその公園まで歩道があるか、交通量等を確認して場所を選定するようにアドバイス等を行っております。また、場所を決定した場合なんですけども、実際に今日の小規模保育事業者の場所もそうなんですけども、実際に我々も現地に行きまして歩いてみて危険箇所がないか等確認しながら、アドバイスを行っております。以上です。

**事務局**（学務課）：学務課、下田です。5点ほどについてお答えさせていただきます。まず、つくば市の小学校、中学校及び義務教育学校の通学路における危険箇所につきましては、毎年つくば市通学路交通安全プログラムに基づいて小中学校は3ヶ所程度、義務教育学校については5ヶ所程度を各学校から点検要望箇所として報告をしております。この後につきましては関係機関、例えばつくば警察署、茨城県土浦土木事務所、それと市の建設部道路計画課、道路整備課、道路管理課それと学務課及び学び推進課と合同で現地確認を行った上で、対策方法を決定しております。対策方法の詳細については、点検を行ったその場で学校の先生にも報告をしております。通学路の点検要望箇所の選定につきましては、それぞれの学校が、保護者と地域の方々等から、危険と思われる箇所等を集約していただいて、各学校から学務課に該当箇所の地図と一緒に報告をいただいております。そのため、つくば市としての通学における危険箇所の明確な定義というのは設けてはおりません。各学校が危険と思う直して欲しい箇所を毎年上げていただいております。これにつきましては平成27年度から毎年実施しております。それと2番目、令和3年度につきましては、点検要望箇所としては、学校から上がってきたのが136箇所であります。合同点検による点検箇所については136箇所なんですけども、これはその時に上げてきていただくものだけであって、例えば地域の方とかは、随時、道路管理課と地区相談課とかいろいろなところに要望として上がってきておりまして、その都度対応しておりますので、箇所数はちょ

っと今わからないので 136 以上にはなってはおります。昨年度の点検させていただいた箇所につきましては、すべて関係機関から改善の提案とかをさせていただいております。しかしながら、4ヶ所程度はちょっと難しいという回答をいただいております。内容につきましては、この4ヶ所は信号機をつけて欲しいとか信号機のサイクルを変えて欲しいっていうようなものなので、それはちょっと難しいという回答をいただいておりますが、その他につきましては、その場で要望について担当課の方からすべて回答差し上げて、無理な場合は違う方の提案も入れた上で回答をしております。例えば該当箇所の例としましては、みどりの南1-52の付近の交差点なんですけど、ここは大型車の通行が多く危険なために対策を検討して欲しいっていう要望がありました。これについては、横断歩道を新設することも回答いただきましたし、島名交流センター付近の道路については、道路に草や木が生い茂って通学の邪魔となっている。伐採して欲しいっていう要望もありましたので、これについては担当部署の方から、定期的な草刈の実行や草刈時期の調整をするっていうような回答をいただいております。その他の該当箇所等点検結果について詳細はすべてつくば市のホームページに掲載しておりますので、そちらでご確認いただければと思います。また現場の状況により有効な対策が取れなかった場所に関しては、各学校から危険な通学路であることを児童、生徒に周知してもらいながら、注意して通学するよう指導をお願いしております。その他、児童、生徒の登下校の安全を確保するためには、このような通学路点検だけではなく、地域全体で見守り体制を整え地域の方々の協力も大切であると考えております。そのため地域の皆様や各学校との連携強化を図って、子供たちの安全確保に努めていきたいと市では思っております。以上です。

**土井会長：**1点目はそれでよろしいですか。今せっかく貴重なご質問、ご回答いただきましたので、多分この件については委員の皆さんの中にもいろいろ

関係してらした方もいらっしゃるでしょうし、或いは意見をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、今の件につきまして、何か今の話を踏まえた上で、これはちょっとついでに質問してみたいとか、或いはご意見がある方がいらっしゃれば、協議事項ではありませんけども、せっかくなのでご発言いただければと思いますけども。それぞれのお立場上、関係している方は結構いらっしゃると思います。

**間野委員：**間野です。実は去年度、うちの子供が小学生でちょうど地区安全委員をさせていただいて、それで危険箇所の点検とかも学校の方からもしあればあげてくださいという連絡が来たので、その時の一緒の登校班の皆さんと話をしながら、意見をもらいながら、こことここが気になるっていうのは、あげさせてもらった記憶が新しいんですけども。うちの子今4年生なんですけど、1年生のときから同じ通学路で通ってますけれども、ここが危ないよねって言っていたところが、どうしてかの理由まではちょっと分からないんですけども、結局そのままになっている場所もあるんです。小学生は通らないんですけど、義務教育学校で中学生に当たる学年が自転車で通るような、どうしてここに横断歩道がつかないんだろうみたいな場所がすぐ近くにあるんですけど、結構飛び出したりとかして危ないって言っていて。そのやりとりが市と学校でされてるんだよっていうような情報とかそういうのが全くなかったんで、何でこのまま放置なんだろうぐらいで思って終わっていたところがあったんですね。なので保護者としては、学校から例えばちゃんとやりとりしたんだけどこれこれこういう理由でちょっとそのままになってますとかちょっとそういった説明をいただくとか、そこについてはちょっとやっぱり気をつけてひとまず今はできないのというような、あげたけどその結果がどうなったかっていうのが、ちょっと何も無いところが非常にちょっと気になっていたんで。こういったことが実は見えないところでされてるんだよっていう情報もいただきつつ、あげたものについての返答をいただけ

ると、保護者としてはそういうことだったらじゃあちょっと私たちでどうにかしなきゃねとか、またちょっと違うアクションに繋がるかなとも思いましたので。もしかしたらその中学生の方なので、私たちには連絡してなかっただけかもしれないんですけども。なのでせつかく委員として動いているところが、自分たちが動いていることがどういう意味になっているのかが見えなくて、委員さん、会員さん、動いているところがもったいないなとも思いました。以上です。

**土井会長：**言ったものの回答が返ってこないというか、その反応が分からないと不安になりますよね。

**木村委員：**千代原さん、またそれぞれ皆様のご意見いただきながら、それで今日テーブルにつかれている方々、いろいろな思いがこの件についてはあろうかと思うんですね。いわゆる通学路でなく生活道路でしたし、それからシルバールの方々からいろんなご意見が私どもに入ってきておりますけども、実は先日も地元の区長さん7人とそれから安全協会の方とで、警察の方に赴きまして県議会の先生方と一緒に、県道の関係、信号機は県の行政になりますので、申し入れお願い事してたりもしてるんですけども、多分この子育て会議の中でも大きい大切なお意見かと思われましてけども、ただ執行部の方がこども部、教育局でありますので、関連はしておりますけども、実際の職務的には危機管理課だったり防犯だったりとか、そういったところにも多岐にわたりますので、この件については緊急でもあるんですが、今日この時、また明日大きな事故がないとも限りませんが、改めて会長、こういったテーマの部分において、子育て会議の中での交通安全、子供、子育てに関する防犯、交通安全というテーマでの会合を、近いうち設けるって形で。多分、2時間、3時間くらいかけて話し合いたい内容になろうかと思っておりますので、もし委員の皆様ご理解いただけましたらば、今日の時間でなくそれぞれ持ち帰りまして、何らかでこども部の方で今後検討して、もしくはこども部以外のと

ころでやるのか、この会以外のところで審議するのか分かりませんが、その場合には委員の皆様は、こういった形で安全については別のセッションでこうやりますとか、そこにこの会議で答申するなら答申するにしても、という形で進めていただければと思います。

**土井会長**：おっしゃるようにこれは協議事項ではないので、今その他でご質問が出たので、そういうことについてせつかくですから委員の方からご意見を受けました。承った意見は、これからどうするか今後の課題とさせていただきます。それでよろしいですか。

**木村委員**：かなりボリュームがあるので。

**土井会長**：今その回答を求めているわけではないので、事務局に。

**木村委員**：意見もかなりの量が出てくるかと思しますので、別な時間でテーマを作った方がよろしいかと思します。それぞれ思いがあるかと思しますので。

**事務局（学務課）**：学務課、下田です。間野委員からの質問に対するお答えになるかどうか分かりませんが、この通学路点検という毎年やっているものは、合同で一斉にやるものですから各学校から3ヶ所から5ヶ所程度でお願いしております。これを各学校にお願いするにあたっては、こちらから今年の出してくださいとお願いして回答いただくまで1ヶ月以上空けております。それは先ほど説明させていただいたとおり、保護者と地域の方の意見をよく聞いてあげてください。そのため各学校では、例えば10個以上出てきたときには、絞って3から5にしていますので、皆さんが学校にあげたものがあがっていないというのはちょっと学校に問い合わせをしていただくような形になってしまうかなと思います。ただ、あげていただいてこちらが点検したものについては、ホームページでも公表していますので、それは学校にもお伝えしてるので、もし希望を出されたところが点検箇所になっていけば、結果まで見れる形には今のところなっているかと思します。それと、横断歩道につきましては、警察の方が担当なので正確なお答えはできませんけども、

横断歩道を設置するにあたっては、現場がカーブであるとか坂道であるとかということは難しいのと、横断歩道は左右から渡りますので、渡る前にその人たちが安全に待っていただける場所が確保できている状況がないと、横断歩道をつけられない。これは歩行者溜まりと警察では言いますが、その場所が確保できない場合は、横断歩道もできませんよというような回答に、詳しくいうとそういうふうになりまして、それは学校の先生がその時にはお答えをちゃんと聞いてはいると思いますので、そういった意味合いもありまして、ご要望に対してできない場合もあるっていうことは、ご理解いただければと。そこまで点検報告には詳しく書いてない場合もありますけども、人が待つ場所がないので。ここは該当には難しいですっていう回答まで書いていたと思いますので、そういった形で皆さんからあがってきたものについては回答しておりますが、箇所が限られていますので、それ以外のものについては学校なり地区の方とかが直接それぞれの警察なり土木とかに上げていただいたものは、それぞれまたその場で対応していますので、その辺もご考慮いただければと思います。

**土井会長：**はい。ありがとうございます。一応 17 時半を予定終了時刻としておりますので、簡単に、よろしくをお願いします。

**石黒委員：**すいません間野委員からのご意見なんですけども、ごもつともだなと思ってお聞きしておりました。校長会としましても、やはり保護者の皆様が挙げていただいたご意見等がどういうふうになっているのかということにつきましては、各学校から丁寧に説明が行くように校長会の方でも働きかけて参りたいと思います。ありがとうございます。

**千代原委員：**手短かに質問させていただきます。学校の先生、特に小中学校の先生の生徒に対するセクハラ問題に関してちょっと質問させていただきます。簡単に申し上げますと、県教委は、2022 年 3 月 29 日に鹿行地域にある公立の小学校の先生が児童に対するわいせつ行為をしたと、結果懲役 1 年の実刑判

決を受けたという件がございます。大井川知事においても、その点と相まって、学校の先生の生徒に対するセクハラ防止の対策について何らかの形で意見を述べていると聞いております。質問なんですけれども、県教委の姿勢、県費負担教職員の管理は、つくば市の方で行うと思うんですけれども、その管理を行うつくば市として、各学校の先生の特徴を把握していなければならぬと、私自身そう考えてるんですけれども。質問の趣旨の先ほどの中で、セクハラ行為の防止に対してつくば市としての現時点の見解を手短にお願いしたいと。それがまず1点。2点目としてセクハラに関しては重大な人権侵害ということなんですけれども、過去につくば市が、教職員と生徒に対してセクハラ行為に関する調査を行ったかどうかというのを教えていただければと。行った場合はいつごろやったのかと、行っていない場合はなぜ行っていないのかというのを回答お願いします。

**土井会長：**ちょっとこれも年齢的にこの審議会の年齢より上かもしれませんけれども、幼児も関わることはあるかもしれませんので、関連ということでよろしくをお願いします。

**事務局（学び推進課）：**学び推進課、岡野と申します。ご質問の回答になるんですけれども、つくば市だけじゃなくて茨城県全体として行っている資料が二つあります。まず、茨城県から出されてますコンプライアンスだよりというものを使って研修を行っております。各学校で。それともう一つあるんですけれども、信頼される学校であるためにという冊子があります。この二つは、茨城県の教職員、つくば市の教職員、全ての教職員が周知しているものです。ただし、セクハラというものは頭で分かっているけども実際に起こってしまうものだと考えております。なので、学校の方としましては年度初めの研修であったりとか、定期的に研修は行っているんですけれども、市教委としましては明後日から全ての学校に訪問します。その際に、市教委の方からも、3ない運動の徹底ということで、再度周知させていただければなと考えております。



また、つくば市や茨城県の方で児童、生徒の悩みや不安を持っている方に対しての相談窓口というものも開設し始めました。先生の中でも、なかなか悩みを打ち明けられないという先生がいると思います。そういったストレスからセクハラに及んでしまう行為もあると思いますので、そういった相談窓口を学校の方にも案内しているという状況でございます。また、一番大事なのは、子供と先生が対一もしくは閉ざされた空間になってしまうということが非常に怖い場面だと思いますので、それも含めて校長先生初め学校の方では、複数の目で子供たちを対応していく。これはすべての時だと思っんですけども、例えばいじめの対応でもそうなんですけども、全ての教育活動において、複数の目で子供たちを見ていきたいと思いますという形で、再度周知させていただければなと思っております。また、過去にセクハラ行為の調査を行ったというご質問なんですけども、調査は行っておりません。また、過去5年間につくば市において、わいせつ行為による懲戒処分を受けた者はおりません。わいせつ行為防止のためのチェックリストというものがあります。そのチェックリストを行っているので、わいせつ行為に対する調査を行っていません。以上です。

**千代原委員：**改めてお願いという形なんですけども、1度セクハラの調査をしていただければと。そうすると学校の先生に対する、今チェックリストあるというふうに言ったんですけれども、抑止力にもなりますし、立ち位置として弱い子供が何らかの形で発信する可能性があるという可能性もありますので、ぜひともセクハラに対する調査を検討していただければと思います。以上です。

**土井会長：**はい。ありがとうございます。この審議会としては、児童、生徒というよりは幼児に対するわいせつ行為の問題と、それから施設の職員の保育士とかそういう職員の方に対するハラスメントの問題が対象となると思いますから、そちらについては何らかの調査を、今後できればお願いしたいという

ことによろしいですね。ありがとうございます。ちょうど時間になっているんですが橋本委員よろしくお願ひします。

**橋本委員**：はい。橋本です。実は傍聴席のところにも橋本さんがいらっしやいますけども、前の委員会の時から2、3年かけて保育の質のガイドラインをつくば市で作られて、それを元にして保育所を設立していきたいんだっていう話があります。それはそれで結構なんですけど、それだけではなくて、やはり世田谷の方ではいわゆる保育ともう一つ、幼児教育ですね。何をもって教育していくのか学ばせるのか、就学前までの子供たちは、幼稚園も保育所もこども園も一緒ですから。そういうガイドラインをきちんと立ち上げて欲しいなど。これのお願いなんです。だからきっと彼女はずっと来てるんだと思います。はい。やり残した仕事でございます。

**土井会長**：はい。ありがとうございます。改めて確認をしておきたいと思ひます。結構早く今日終わると思つたんですが、またぎりぎりになってしまつて申し訳ありませんでした。では、以上で今日の審議事項は終わりにしたいと思ひます。では事務局の方にお返しします。

**事務局（こども政策課）**：土井会長ありがとうございました。本日の会議録は後日皆様にご確認をいただいた後に、市のホームページで公開いたします。次回、第2回会議は8月ごろを開催予定としております。以上をもちまして、令和4年度第1回つくば市子ども・子育て会議を閉会いたします。長時間にわたりありがとうございました。

# 令和4年度（2022年度）第1回つくば市子ども・子育て会議

日時：令和4年（2022）5月31日（火）

午後3時から午後5時30分まで

場所：つくば市役所本庁舎2階

防災会議室（2）（3）

## < 次 第 >

1 開 会

2 あいさつ

3 委員自己紹介・事務局職員紹介

4 会 長 選 任

5 協 議 事 項

- ・ 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について（1事業者）
- ・ 公立保育所の施設整備にあたっての諸条件への意見の聴取について  
（上境保育所）

6 そ の 他

7 閉 会

つくば市子ども・子育て会議委員

|    | 組織等      | 氏名       | 役職等<br>(現所属)                       | ※<br>選出<br>分類 |
|----|----------|----------|------------------------------------|---------------|
| 1  | 議会       | 木村 清隆    | つくば市議会議員                           | (1)           |
| 2  | 幼稚園PTA   | 奥寺 友里    | つくば市立幼稚園PTA連絡協議会会長<br>(筑波幼稚園PTA会長) | (2)           |
| 3  | 児童クラブ    | 千代原 義文   | つくば市学童保育連絡協議会会長                    | (2)           |
| 4  | 学識経験者    | 土井 隆義    | 大学教授等 (筑波大学人文社会系教授)                | (3)           |
| 5  |          | 堀内 明由美   | 大学教授等 (筑波大学医学医療系講師)                | (3)           |
| 6  | 民間保育園    | 舘野 正弘    | つくば市民間保育協議会会長 (かつらぎ第二保育園園長)        | (4)           |
| 7  | 民間幼稚園    | 橋本 幸雄    | つくば市私立幼稚園・認定こども園協議会会長 (栄幼稚園園長)     | (4)           |
| 8  | 子育て支援団体  | 浦里 晴美    | つくば市地域活動連絡協議会会長                    | (5)           |
| 9  |          | 間野 聡子    | 特定非営利活動法人ままとーん代表理事                 | (5)           |
| 10 | 主任児童委員   | 大久保 良文   | つくば市主任児童委員連絡会代表                    | (5)           |
| 11 | 公立小中学校長  | 栗山 賢司    | つくば市立小中学校長会会長 (春日学園義務教育学校長)        | (6)           |
| 12 | 公立小中学校長  | 石黒 正美    | つくば市立小中学校長会副会長 (学園の森義務教育学校長)       | (6)           |
| 13 | 公募       | 落合 美智子   | こどもの保護者、子育て支援に関心がある市民等             | (7)           |
| 14 |          | 宮下 信一    | 〃                                  | (7)           |
| 15 |          | トモル ソロンゴ | 〃                                  | (7)           |
| 16 |          | 根津 陽子    | 〃                                  | (7)           |
| 17 |          | 村上 義孝    | 〃                                  | (7)           |
| 18 | 小・中学校PTA | 横田 智之    | つくば市PTA連絡協議会会長 (並木中学校PTA会長)        | (2)           |
| 19 | 小児医療     | 江原 孝郎    | つくば市医師会 (江原こどもクリニック院長)             | (3)           |
| 20 | 保育園保護者会  | 末永 詩織    | つくば市保育所・園父母の会連絡協議会 (松代保育所父母の会)     | (2)           |

※ 条例第3条第2項の規定に基づく次の各号に掲げる委員の分類

- (1) 市議会議員 (2) 子どもの保護者 (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者  
(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (5) 子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者  
(6) 関係行政機関の職員 (7) その他市長が必要と認める者

協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

記

仮 称 バンビーノ．館保育園  
設 置 者 有限会社政和商事 代表取締役 高野 政明  
設置予定地 つくば市妻木 16 番地 1  
定 員 12 名（0 歳児 4 名、1 歳児 4 名、2 歳児 4 名）  
設置予定日 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日



## 小規模保育事業の概要及び認可等に関する意見の聴取について

### 小規模保育事業とは

待機児童が多い3歳児未満の保育の受け皿を増やすため、子ども・子育て支援新制度で新設された「地域型保育事業」の1類型です。定員が6人以上～19人以下と少人数であることから、子どもの発達に応じたきめ細やかな保育が行える事業となっています。

小規模保育事業にはA型、B型、C型の3類型があり、それぞれに基準が設定されています。市内には令和4年5月現在19の小規模保育事業所があり、全てA型となっています。

主な小規模保育事業の基準（面積、人員等）

|        | A型  | B型        | C型                          |
|--------|---|-----------|-----------------------------|
| 定員     | 6名～19名  | 6名～19名    | 6名～10名                      |
| 必要な設備  | 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、調理設備、便所                    |           |                             |
| 保育室等面積 | ○ 0、1歳児：1人につき3.3㎡以上<br>○ 2歳児：1人につき1.98㎡以上     |           | ○ 全年齢1人につき3.3㎡以上            |
| 屋外遊戯場  | ○ 2歳児1人につき3.3㎡以上<br>※ 屋外遊戯場は、敷地外の代替地（公園等）も可能。 |           |                             |
| 職員資格*  | 保育士   | 保育士+保育従事者 | 家庭的保育者                      |
| 職員配置   | ○ 0歳児 3：1<br>○ 1・2歳児 6：1 + 1名                 |           | ○ 3：1<br>※ 家庭的保育補助者がいる場合5：2 |

※ A型・B型については、1人に限り、保健師・看護師・准看護師を保育士とみなすことができます。

※ B型の保育従事者とは、自治体で実施している子育て支援員研修を修了した者を指します。ただし、職員配置の1/2以上は保育士である必要があります。

※ 家庭的保育者とは、原則保育士等の有資格者であり、自治体で実施している子育て支援員研修を修了した者を指します。ただし、無資格者についても自治体で実施している家庭的保育者認定研修を受講することで、家庭的保育者の資格を得ることができます。

○ その他、各種法令・通達等で示された基準（建築、消防、経営基盤、衛生管理、安全管理、保育指針…etc.）を満たした上で施設整備及び運営を行います。

### 特定地域型保育事業の利用定員について

第二期子ども・子育て支援プランでは、中央部エリアにおいて地域型保育事業を整備する計画となっています。確保量としては、各年度76名分の受け皿を確保する計画であり、事業者の提案状況や児童の申込状況等を勘案しながら整備を進めています。

令和4年度整備分は、今回の事業者の利用定員を加えて81名分となり、本事業を認可・確認することにより計画数を満たすこととなります。

### 意見聴取の目的について

地域型保育事業の認可に当たっては、児童福祉法等法令の定めにより、あらかじめ児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取することとなっています。つくば市では計画段階で意見聴取を行うことで、より良い保育施設の設置を目指しています。

## 協議事項 公立保育所の施設整備にあたっての諸条件への 意見の聴取について（上境保育所）

### 1 応募資格

次の要件のいずれかを満たす社会福祉法人、又は学校法人であること。

- (1) つくば市内で認可保育所又は幼保連携型認定こども園を2年以上運営していること。
- (2) つくば市外で認可保育所又は幼保連携型認定こども園を5年以上運営していること。

### 2 定員、入所児童について

- (1) 定員90名以上とすること。
- (2) 0歳児から就学前児童の受入れを行うこと。
- (3) 0歳児については産休明け保育（57日以降）を実施すること。
- (4) 移管日前日までに上境保育所に入所中の児童について受け入れ可能な施設、体制とすること（加配等特別な配慮が必要な児童を含む）。

### 3 保育の内容について

- (1) 月曜日から土曜日まで、午前7時30分から午後6時30分を含む、開園時間11時間以上とすること。
- (2) 休園日は日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までとすること。ただし、当該日を開園日とすることも構わない。
- (3) 平日1時間以上延長保育を実施すること。
- (4) 障害児保育を行うこと。
- (5) 一時預かり保育事業等の特別保育事業について実施検討すること（実施する場合、移管後概ね2年以内に事業を開始すること）。
- (6) 給食については、開園日である月曜日から土曜日まで提供すること。
- (7) 食育の推進とアレルギー対応を含む個々にあった食事の提供を行うこと。

- (8) 主な行事の継続及び育児相談や園庭開放等の地域交流を積極的に行うこと。
- (9) 苦情解決のための仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）。
- (10) 実費徴収については、公立保育所と同等程度とすること（延長保育料を除く）。ただし、三者協議会等で協議を行い、保護者の同意が得られた場合はこの限りではない。

参考：主食費 1,200 円・副食費 4,500 円／月、物品等費用約 5,000 円／年間

#### 4 職員について

- (1) 施設長予定者を決定の上応募すること。
- (2) 施設長予定者は、移管日現在 65 歳未満であること（原則 4 年間は交代を認めない）。
- (3) 施設長予定者については応募日現在、次のいずれかに該当すること。
  - (ア) 認可保育所又は幼保連携型認定こども園の施設長として 2 年以上の経験を有すること。
  - (イ) 特定教育・保育施設、特定地域型保育施設、その他児童福祉施設において保育士又は保育教諭（幼稚園教諭）として 10 年以上勤務経験を有すること。
- (4) 主任保育士を専任で配置すること。
- (5) 常勤保育士については、次の職員を確保すること（移管日現在）。
  - (ア) 保育経験 10 年以上又は法人が運営する保育所等での経験が 7 年以上の職員 2 名以上
  - (イ) 保育士経験 5 年以上の保育士を配置基準に対して上記を除き 3 分の 1 以上
- (6) 上境保育所に勤務する会計年度職員について、積極的に雇用すること。

#### 5 引継ぎ保育・共同保育について

- (1) 民営化に伴う在園児への影響を抑えるため、引継ぎ保育を実施する。必要となる人員等については、あらかじめ法人において確保すること。
- (2) 引継ぎ期間に施設長、主任保育士等として配置を予定している職員は、上境保



育所の通常保育、各行事及び地域・学校等との連携状況を適宜参観し、保育所運営全般に係る引継ぎを受けること。

- (3) 令和6年1月から3月までの間、各クラス担任を予定している保育士をクラスごとに1名以上配置し、引継ぎを受けること。
- (4) 引継ぎ期間中に市の保育士とともに保護者の個人懇談を行うこと。
- (5) 引継ぎ保育の内容については、市との協議の上決定する。

※引継ぎに関する経費については、市から一部補助を行う予定。ただし、市議会にて予算の承認を要する。

## 6 福祉サービス第三者評価の受審

移管後、3年以内に福祉サービス第三者評価を受審すること。

## 7 三者協議会

法人決定後、当分の間保護者・法人・つくば市の三者間からなる三者協議会を設置し、保育の内容の継続性や運営内容等についての調整を行うこと（最長で移管日の前日に在籍した児童が卒園するまで）。